

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【公表番号】特表2009-541099(P2009-541099A)

【公表日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-047

【出願番号】特願2009-517048(P2009-517048)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/30 (2006.01)

B 3 2 B 27/40 (2006.01)

E 0 6 B 5/12 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/30 A

B 3 2 B 27/40

E 0 6 B 5/12

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年6月15日(2012.6.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つのポリ(メタ)アクリラート層(1)、(2)及び熱可塑性ポリウレタンからなる層(3)からなり、

前記ポリ(メタ)アクリラート層(1)、(2)は、モノマーの質量に対して、少なくとも40質量%のメチルメタクリラートを含有する混合物のラジカル重合により得られることを特徴とする、プラスチック複合体。

【請求項2】

ポリ(メタ)アクリラート層(1)、(2)の一方又は両方の外側に、耐引撃層が配置されていることを特徴とする、請求項1記載のプラスチック複合体。

【請求項3】

(1)及び(2)の層の厚さは0.5~6mmの範囲にあり、(3)の層の厚さは、0.5~5mmの範囲にあることを特徴とする、請求項1記載のプラスチック複合体。

【請求項4】

グレージング材用の、請求項1から3までのいずれか1項記載のプラスチック複合体の使用。

【請求項5】

防音壁のための部品としての、請求項1から3までのいずれか1項記載のプラスチック複合体の使用。

【請求項6】

少なくとも2つのポリ(メタ)アクリラート層(1)、(2)からなり、その際少なくとも1つの層が着色されていることを特徴とする、請求項1記載の、透明な又は透明でないプラスチック複合体。

【請求項7】

(1)及び(2)の層の厚さは1~3mmの範囲にあり、(3)の層の厚さは、0.5~1.5mmの範囲にあることを特徴とする、請求項6記載の、透明な又は透明でないプ

ラスチック複合体。**【請求項 8】**

(1)及び(2)の層厚は同じであることを特徴とする、請求項1又は6記載の、透明な又は透明でないプラスチック複合体。

【請求項 9】

少なくとも2つのポリ(メタ)アクリラート層(1)、(2)からなり、その際少なくとも1つの層が、IR反射性の顔料及び添加剤又は様々なIR反射性の顔料及び添加剤からなる混合物を備えていることを特徴とする、請求項1記載の、透明な又は透明でないプラスチック複合体。

【請求項 10】

少なくとも2つのポリ(メタ)アクリラート層(1)、(2)からなり、その際少なくとも1つの層が、UV吸収剤又は様々なUV吸収剤からなる混合物を備えていることを特徴とする、請求項1又は請求項6記載の、透明な又は透明でないプラスチック複合体。

【請求項 11】

少なくとも2つのポリ(メタ)アクリラート層(1)、(2)からなり、その際少なくとも1つの層が衝撃強さ改善剤を備えていることを特徴とする、請求項1又は請求項6記載の、透明な又は透明でないプラスチック複合体。

【請求項 12】

ボディ建造目的のための、請求項1、2、3、6から11までのいずれか1項記載のプラスチック複合体の使用。

【請求項 13】

請求項1、2、3、6から11までのいずれか1項記載のプラスチック複合体で装備された、ボディ部品。

【請求項 14】

少なくとも2つのポリ(メタ)アクリラート層(1)、(2)及び熱可塑性ポリウレタンからなる層(3)からなるプラスチック片を80～140に加熱し、かつ、10～100kNで20～60秒間加圧することを特徴とする、請求項1、2、3、6から11までのいずれか1項記載のプラスチック複合体の製造方法。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

(1)及び(2)の層の厚さは、0.5～6mm、有利には1～3mmの範囲にあることができ、(3)の層の厚さは、0.5～5mm、有利には0.5～1.5mmの範囲内にある。(1)及び(2)の層厚は、同じか又は異なることができる。有利には、プラスチック複合体の外側層は、プラスチック複合体の内側層よりより厚く構成されている。